

四日市市楠衛生センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市楠衛生センター設置条例の一部を改正する条例

四日市市楠衛生センター設置条例（平成16年四日市市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>資源物を選別及び保管</u>するための施設として四日市市楠町北五味塚1085番地208に四日市市楠衛生センター（以下「衛生センター」という。）を設置する。</p> <p>(処理の範囲及び方法)</p> <p>第2条 衛生センターは、市が収集した<u>資源物並びに市長が適当と認めるもの</u>の<u>選別及び保管</u>を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>廃棄物を衛生的に処理</u>するための施設として四日市市楠町北五味塚1085番地208に四日市市楠衛生センター（以下「衛生センター」という。）を設置する。</p> <p>(処理の範囲及び方法)</p> <p>第2条 衛生センターは、市が収集した<u>廃棄物及び市長が適当と認めるものの焼却処理及び再資源化並びにし尿等の</u><u>処理</u>を行う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境部生活環境課)